



認証報告書

独立行政法人 情報処理推進機構
理事長 藤原 武平 原紙
押印済

評価対象

申請受付年月日(受付番号)	平成17年9月15日 (IT認証5057)
認証番号	C0043
認証申請者	東芝テック株式会社
TOEの名称	日本語名: e-STUDIO202L/232/282用システムソフトウェア 英語名: System Software for e-STUDIO202L/232/282
TOEのバージョン	V1.0
PP適合	なし
適合する保証要件	EAL3
TOE開発者	東芝テック株式会社
評価機関の名称	株式会社電子商取引安全技術研究所 評価センター

上記のTOEについての評価は、以下のとおりであることを認証したので報告します。

平成18年3月24日

独立行政法人 情報処理推進機構
セキュリティセンター 情報セキュリティ認証室
技術管理者 田渕 治樹

評価基準等：「ITセキュリティ評価機関に対する要求事項」で定める下記の規格に基づいて評価された。

Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Version 2.1
Common Methodology for Information Technology Security Evaluation Version 1.0
CCIMB Interpretations-0407

評価結果：合格

「日本語名: e-STUDIO202L/232/282用システムソフトウェア V1.0、英語名: System Software for e-STUDIO202L/232/282 V1.0」は、独立行政法人 情報処理推進機構が定めるITセキュリティ認証手続規程に従い、定められた規格に基づく評価を受け、所定の保証要件を満たした。

目次

1	全体要約	1
1.1	はじめに	1
1.2	評価製品	1
1.2.1	製品名称	1
1.2.2	製品概要	1
1.2.3	TOEの範囲と動作概要	2
1.2.4	TOEの機能	3
1.3	評価の実施	5
1.4	評価の認証	5
1.5	報告概要	6
1.5.1	PP適合	6
1.5.2	EAL	6
1.5.3	セキュリティ機能強度	6
1.5.4	セキュリティ機能	6
1.5.5	脅威	6
1.5.6	組織のセキュリティ方針	7
1.5.7	構成条件	7
1.5.8	操作環境の前提条件	7
1.5.9	製品添付ドキュメント	7
2	評価機関による評価実施及び結果	9
2.1	評価方法	9
2.2	評価実施概要	9
2.3	製品テスト	9
2.3.1	開発者テスト	9
2.3.2	評価者テスト	11
2.4	評価結果	12
3	認証実施	12
4	結論	12
4.1	認証結果	12
4.2	注意事項	18
5	用語	19
6	参照	21

1 全体要約

1.1 はじめに

この認証報告書は、「日本語名: e-STUDIO202L/232/282用システムソフトウェア V1.0、英語名: System Software for e-STUDIO202L/232/282 V1.0」（以下「本TOE」という。）について株式会社電子商取引安全技術研究所 評価センター（以下「評価機関」という。）が行ったITセキュリティ評価に対し、その内容の認証結果を申請者である東芝テック株式会社に報告するものである。

本認証報告書の読者は、本書と共に、対応するSTや本TOEに添付されるマニュアル（詳細は「1.5.9 製品添付ドキュメント」を参照のこと）を併読されたい。前提となる環境条件、対応するセキュリティ対策方針とその実施のためのセキュリティ機能要件、保証要件及びそれらの要約仕様は、STにおいて詳述されている。また、動作条件及び機能仕様は本TOEに添付されるドキュメントに詳述されている。

本認証報告書は、本TOEに対して、適合の保証要件に基づく認証結果を示すものであり、個別のIT製品そのものを認証するものではないことに留意されたい。

1.2 評価製品

1.2.1 製品名称

本認証が対象とする製品は以下のとおりである。

名称: 日本語名: e-STUDIO202L/232/282用システムソフトウェア

英語名: System Software for e-STUDIO202L/232/282

バージョン: V1.0

開発者: 東芝テック株式会社

1.2.2 製品概要

本製品は、東芝テック株式会社製のデジタル複写機 e-STUDIO202L/232/282、（以下「MFP」という。）に実装されるシステムソフトウェアである。システムソフトウェアは、MFPとしての一般的な機能（以下「一般機能」という。）及びHDDから削除されたユーザ文書データを完全に消去する機能を提供する。上書きにより完全に消去する機能は、一般機能処理後のHDD作業領域から削除されたユーザ文書データの消去、及びHDD の廃棄・交換時の削除されたユーザ文書データの消去であり、この機能により不正なデータの復元を防止する。

1.2.3 TOEの範囲と動作概要

TOEは、MFPを制御するシステムソフトウェアである。MFPの各部分との関係は、図1-2に示す。MFPは一般的なオフィス等に設置され、単独で複写機として利用される他に、図1-1に示すようなネットワーク環境でも、FAXとのデータ送受信端末、メールサーバへのメール発信端末、リモートにあるPCのリモートプリンタとして使われる。

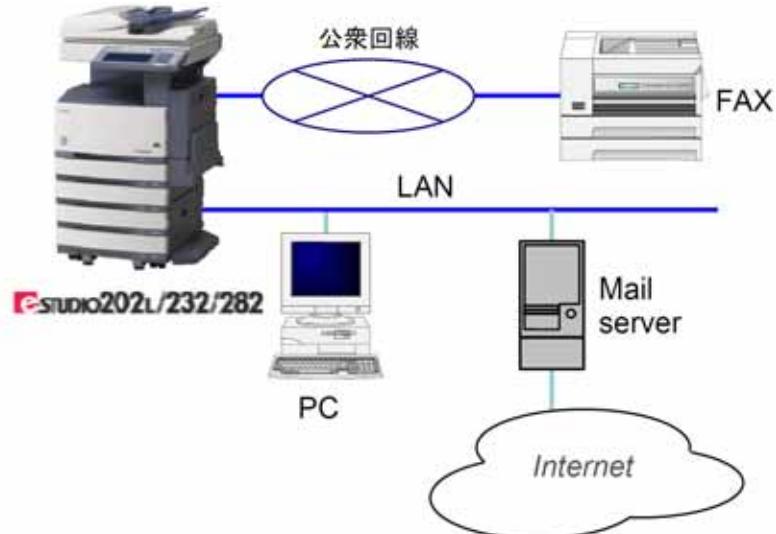


図1-1 TOEの利用環境例

MFPは、ユーザ文書を内部に取り込んで処理し出力する。MFPの出力に関する処理には、コピー、プリント、スキャン、FAX送信、FAX受信の処理があり、各処理が完了したユーザ文書データは、MFP利用者がHDDの一時保存領域（下注）に保存する場合を除き、OSが提供するファイル削除機能で削除される。HDDの一時保存領域に保存されているユーザ文書データで不要になったデータは、MFP利用者が削除する。この場合も、OSが提供するファイル削除機能で削除される。しかし、OSが提供するファイル削除機能で削除した場合、OSが管理するファイル領域のポインタをクリアするだけであり、MFP利用者がHDD内に存在していると思っていないユーザ文書データの実体が残留する。TOEは、ファイル削除されるユーザ文書データを完全に消去する機能と、HDDの廃棄・交換時に残留するユーザ文書データを一括して完全に消去する機能を提供する。

注記）本報告書では、ファイリングボックス及び共有フォルダを一時保存領域と総称する。

1.2.4 TOEの機能

TOEは、利用者がMFPを使用するための通常モードとサービスエンジニアの保守のための自己診断モードを持つ。

1.2.4.1 通常モード

図1-2に通常モード時の構成を示す。

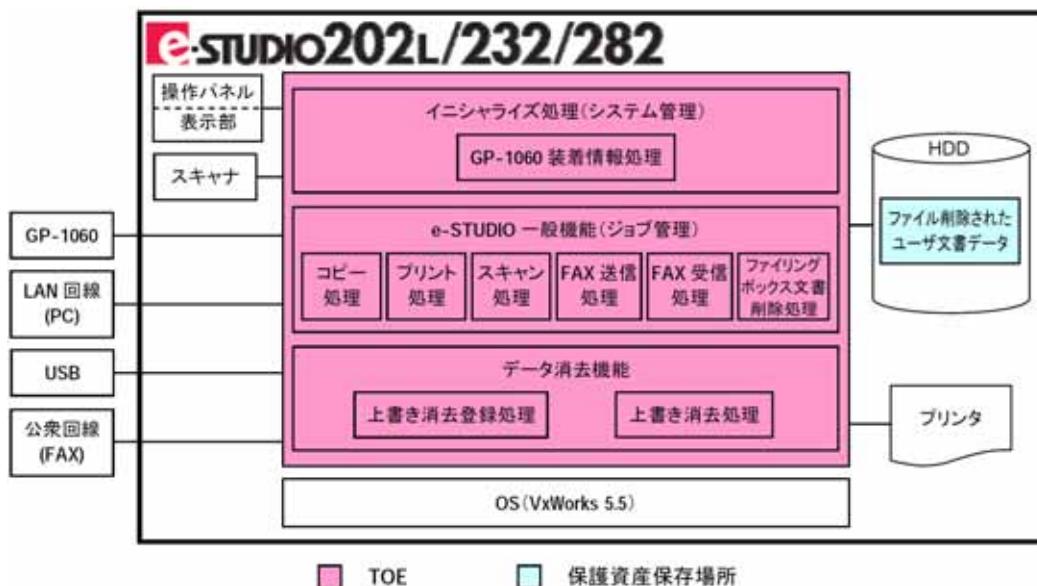


図1-2 通常モード時の構成

以下にTOEの処理内容を説明する。

1) GP-1060装着情報処理

GP-1060の装着を確認し、さらに、データ消去機能が有効になっていることを知らせるために、操作パネルにTOE名称とTOEバージョンを表示する。

2) コピー処理

スキャナからユーザ文書を読み取り、HDDの作業領域に書き出す。次に作業領域上のユーザ文書データを読み取り、プリンタへ出力、または/及び利用者が指定するHDDの一時保存領域に保存する。

3) プリント処理

ユーザ文書データをPCから受信、またはUSBから読み取り、HDDの作業領域に書き出す。次に作業領域上のユーザ文書データを読み取り、プリンタへ出力、または/及び利用者が指定するHDDの一時保存領域に保存する。

4) スキャナ処理

スキャナからユーザ文書を読み取り、利用者が指定するHDDの一時保存領域へ保存、または/及びE-mail送信を行う。

5) FAX送信処理

スキャナからユーザ文書を読み取り、HDDの作業領域に書き出す。次に作業領域上のユーザ文書データを読み取り、FAX送信を行う。利用者が指定するHDD一時保存領域に保存することもできる。

6)FAX受信処理

FAXデータを受信し、HDDの作業領域に書き出す。次に作業領域のデータを読み取り、プリンタへ出力、または/及び利用者が指定するHDDの一時保存領域に保存する。

7)HDD一時保存領域の文書削除処理

操作パネル、またはPCの操作によってHDD一時保存領域上のユーザ文書データを削除する。

8)上書き消去登録処理(セキュリティ機能)

- ・上記一般機能のそれぞれの処理において、HDD作業領域上のユーザ文書データの格納領域をダストボックスに登録する。
- ・上記7)において、HDD保存領域のユーザ文書データ削除の削除操作が行われると、保存領域をダストボックスに登録する。

9)上書き消去処理(セキュリティ機能)

ダストボックスに登録されているユーザ文書データがあるか監視し、登録されている場合には、その領域を上書き消去する。なお、ユーザ文書データの消去処理中は、操作パネルにデータ消去中の表示を行なう。MFP利用者は、印刷物の回収の際、操作パネルの表示によりデータ消去を確認する。

1.2.4.2自己診断モード

図1-3に自己診断モード時の構成を示す。



図1-3 自己診断モード時の構成

以下にTOE処理内容を説明する。

1) GP-1060装着情報処理

GP-1060の装着を確認し、さらに、データ消去機能が有効になっていることを知らせるために操作パネルに、TOE名称とTOEバージョンを表示する。

2) 上書き消去強制実行処理(セキュリティ機能)

HDDの廃棄・交換が生じ、HDDの一時保存領域に保存されているユーザ文書データを一括に削除する場合、HDDの全領域に対して上書き消去する。なお、消去は、

サービスエンジニアが、MFP管理者からの依頼によって消去操作を行う。

1.3 評価の実施

認証機関が運営するITセキュリティ評価・認証プログラムに基づき、公表文書「ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程」[2]、「ITセキュリティ認証手続規程」[3]、「評価機関承認手続規程」[4]に規定された内容に従い、評価機関によってTOEに関する機能及び保証要件の評価が実施された。

本評価の目的は、以下のとおりである。

- (1) 本TOEのセキュリティ設計が適切であること。
- (2) 本TOEのセキュリティ機能が、セキュリティ設計で記述されたセキュリティ機能要件を満たしていること。
- (3) 本TOEがセキュリティ設計に基づいて開発されていること。
- (4) 上記(1)、(2)、(3)を、CCパート3及びCEMの規定に従って評価すること。

具体的には、評価機関は、本TOEのセキュリティ機能の基本設計である「e-STUDIO202L/232/282用システムソフトウェアSecurity Target Ver1.3」(以下「本ST」という。)[1] 及び本TOE開発に関連する評価用提供物件及び本TOEの開発・製造・出荷の現場を調査し、本TOEがCCパート1 ([5][8][11][14]のいずれか) 附属書C、CCパート2 ([6][9][12][15]のいずれか) の機能要件を満たしていること、また、その根拠として、TOEの開発・製造・出荷環境がCCパート3 ([7][10][13][16]のいずれか) の保証要件を満たしていることを評価した。この評価手順及び結果は、「e-STUDIO202L/232/282用システムソフトウェア、System Software for e-STUDIO202L/232/282 V1.0 評価報告書」(以下「本評価報告書」という。)[22]に示されている。なお、評価方法は、CEMパート2 ([17][18][19]のいずれか) に準拠する。また、CC及びCEMの各パートは補足 ([20][21]のいずれか) の内容を含む。

1.4 評価の認証

認証機関は、評価機関が作成した、本評価報告書、及び関連する評価証拠資料を検証し、本TOE評価が所定の手続きに沿って行われたことを確認した。認証の過程において発見された問題はない。評価は、平成18年3月の評価機関による本評価報告書の提出をもって完了し、本TOE評価がCC及びCEMに照らして適切に実施されていることを確認した。認証機関は同報告書に基づき本認証報告書を作成し、認証作業を終了した。

1.5 報告概要

1.5.1 PP適合

適合するPPはない。

1.5.2 EAL

本STが規定するTOEの評価保証レベルは、EAL3適合である。

1.5.3 セキュリティ機能強度

本STは、最小機能強度として、"SOF-基本"を主張する。

TOEは、一般的なオフィス環境に置かれ、想定する攻撃者の攻撃レベルは低レベルである。従って、最小機能強度として "SOF-基本" を主張することは妥当である。

1.5.4 セキュリティ機能

本TOEのセキュリティ機能は、以下のとおりである。

SF.TEMPDATA_OVERWRITE

- ・通常モードにおいて、HDD からファイル削除されるユーザ文書データの格納領域をダストボックスへ登録する。
- ・ダストボックスに登録されたHDD のユーザ文書データの格納領域に対して上書き消去を行う。消去は、米国国防総省方式 (DoD5220.22-M) に従って行う。(0x00Fill + 0xFF Fill + 乱数Fill + 検証)

SF.STOREDATA_OVERWRITE

- ・自己診断モードにおいて、HDD の全領域に対して上書き消去を行う。消去は、米国国防総省方式 (DoD5220.22-M) に従って行う。(0x00Fill + 0xFF Fill + 乱数 Fill + 検証)

1.5.5 脅威

本TOEは、表1-1に示す脅威を想定し、これに対抗する機能を備える。

表1-1 想定する脅威

識別子	脅威
T.TEMPDATA_ACC ESS	悪意を持ったMFP利用者、または非関係者が既存のツールを使用して、MFPのHDDから、ファイル削除されたユーザ文書データの領域をリバースエンジニアリングすることで、ファイル削除されたユーザ文書データを復元し、解読するかもしれない。
T.STOREDATA_ACC ESS	悪意を持ったMFP利用者、または非関係者が既存のツールを使用して、ファイル全削除を行ったMFPのHDDから、ファイル削除されたユーザ文書データの領域を復元し、解読するかもしれない。

1.5.6 組織のセキュリティ方針

TOEの利用に当たって要求される組織のセキュリティ方針はない。

1.5.7 構成条件

本TOEは、東芝テック株式会社のデジタル複写機に実装されるシステムソフトウェアである。TOEが動作する条件を以下に示す。

e-STUDIO202L、e-STUDIO232、e-STUDIO282に、GP-1060と共に実装される。

1.5.8 操作環境の前提条件

本TOEを使用する環境において有する前提条件はない。

1.5.9 製品添付ドキュメント

本TOEに添付されるドキュメントを以下に示す。

- 取扱説明書[共通編]、OMJ05011800 00

- Operator's Manual for Basic Function (北米版)、OME05011900 00
- Operator's Manual for Basic Function (欧洲版)、OME05012000 00
- Data Overwrite Kit、OMM050034C0 03
- インサーションシート、OMJ06005600 00
- Insertion Sheet, OMJ06005700 00

2 評価機関による評価実施及び結果

2.1 評価方法

評価は、CCパート3の保証要件について、CEMパート2に規定された評価方法を用いて行われた。評価作業の詳細は、本評価報告書において報告されている。本評価報告書では、本TOEの概要説明、CEMパート2のワークユニットごとに評価した内容及び判断が記載されている。

2.2 評価実施概要

以下、本評価報告書による評価実施の履歴を示す。

評価は、平成17年10月に始まり、平成18年3月評価報告書の完成をもって完了した。評価機関は、開発者から評価に要する評価用提供物件一式の提供を受け、一連の評価における証拠を調査した。また、平成18年2月に開発・製造現場へ赴き、記録及びスタッフへのヒアリングにより、構成管理・配付と運用・ライフサイクルの各ワークユニットに関するプロセスの施行状況の調査を行った。また、平成18年2月に開発者サイトで開発者のテスト環境を使用し、開発者が実施したテストのサンプリングチェック及び評価者テストを実施した。

各ワークユニットの評価作業中に発見された問題点はない。

2.3 製品テスト

評価者が評価した開発者テスト及び評価者の実施した評価者テストの概要を以下に示す。

2.3.1 開発者テスト

1) 開発者テスト環境

開発者が実施したテストの構成を表2-1に示す。

表2-1 開発者テスト構成

TOE	バージョン		
TOE V1.0	項目	日本語版	英語版
	ROM	T377SY0J030	T377SY0U030, T377SY0E030
	システムソフト	VT408.100	同左
	UI データフレーム	V007.000 0	同左
機器	主な仕様		
デジタル複写機(MFP)	e-STUDIO232		
MFP のオプション	GP-1060		
テスト用 PC	DELL OPTIPLEX GX150		
メールサーバ	SuperMicro 社製 5013C-MT Model P4SCT+		
デバッグ用基板、シリアル ケーブル	シリアルポートドライバが実装された基板: 6LA70328000 PWB-F-SERIAL-IF-360, DSUB 9 ピンコネクタのクロスケーブル		
FAX	e-STUDIO350 ス - パーG3 を搭載し MFP		
擬似交換機	TLE101 AVM 社製		

2) 開発者テスト概説

開発者の実施したテストの概要は以下のとおり。

a. テスト構成

開発者テストはSTにおいて識別されているTOE構成と同一のTOEテスト環境で実施されている。

b. テスト手法

テストには、以下の手法が使用された。

HDD_work とdustbox に登録されるユーザ文書データのファイル位置が一致していることを確認、ファイル位置をダンプして上書き消去前と上書き処理中、消去後のダンプ結果を比較。

上書き消去前のHDD の先頭、終了、中間のダンプ結果と、上書き消去後のHDD の先頭、終了、中間のダンプ結果を比較。

c. 実施テストの範囲

テストは開発者によって104項目実施されている。

カバレージ分析が実施され、機能仕様に記述されたすべてのセキュリティ機能と外部インターフェースが十分にテストされたことが検証されている。深さ分析が実施され、上位レベル設計に記述されたすべてのサブシステムとサブシステムインターフェースが十分にテストされたことが検証されている。

d. 結果

開発者によるテスト結果は、期待されるテスト結果と実際のテスト結果が一致していることを確認している。評価者は、開発者テストの実施方法、実施項目の正当性を確認し、実施方法及び実施結果がテスト計画書に示されたものと一致することを確認した。

2.3.2 評価者テスト

1) 評価者テスト環境

評価者が実施したテストの構成は、開発者テストの構成に侵入テストに使用するツールを加えた構成である。

2) 評価者テスト概説

評価者の実施したテストの概要は以下のとおり。

a. テスト構成

評価者が実施したテストの構成を表2-1に示す。評価者テストはSTにおいて識別されているTOE構成と同一のTOEテスト環境で実施されている。

b. テスト手法

テストには、開発者テストと同じ方法がとられた。

c. 実施テストの範囲

評価者が独自に考案したテストを6項目、開発者テストのサンプリングによるテストを25項目、計31項目のテストを実施した。テスト項目の選択基準として、下記を考慮している。

開発者テストで実施しているテスト項目のシナリオは全て網羅する

インターフェースの種類に対して、最低限一つ以上のテストをテスト項目に含める

侵入テストは、開発者が考慮していない明白な脆弱性が存在しないかの確認のため、4件の侵入テスト項目を設定した。

d. 結果

実施したすべての評価者テストは正しく完了し、TOEのふるまいを確認することができた。評価者はすべてのテスト結果は期待されるふるまいと一致していることを確認した。

2.4

評価結果

本評価報告書をもって、評価者は本TOEがCEMパート2のワークユニットすべてを満たしていると判断した。

3

認証実施

評価の過程で評価機関より提出される各資料をもとに、以下の認証を実施した。

提出された証拠資料をサンプリングし、その内容を検査し、関連するワークユニットが本評価報告書で示されたように評価されていること。

本評価報告書に示された評価者の評価判断の根拠が妥当であること。

本評価報告書に示された評価者の評価方法がCEMに適合していること。

これらの認証において発見された問題事項はない。

4

結論

4.1

認証結果

提出された本評価報告書、及び関連する評価証拠資料を検証した結果、認証機関は、本TOEがCCパート3のEAL3保証要件を満たしていることを確認した。

評価機関の実施した各評価者エレメントについての検証結果を表4-1にまとめる。

表4-1 評価者アクションエレメント検証結果

評価者アクションエレメント	検証結果
セキュリティターゲット評価	適切な評価が実施された。
ASE_DES.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOE種別、境界の記述が明瞭であることを確認している。
ASE_DES.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOE記述が理路整然とし一貫していることを確認している。
ASE_DES.1.3E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOE記述がST全体の内容と一貫していることを確認している。
ASE_ENV.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOEのセキュリティ環境の記述が前提条件、脅威、組織のセキュリティ方針を漏れなく識別していることを確認している。

ASE_ENV.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOEのセキュリティ環境の記述が理路整然とし一貫していることを確認している。
ASE_INT.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、ST概説がST及びTOEの識別、概要及びCC適合が明確に述べられていることを確認している。
ASE_INT.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、ST概説の記述が理路整然とし一貫していることを確認している。
ASE_INT.1.3E	評価はワークユニットに沿って行われ、ST概説の記述がST全体の内容と一貫していることを確認している。
ASE_OBJ.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、セキュリティ対策方針の記述にTOE及び環境のセキュリティ対策方針が、脅威、組織のセキュリティ方針、前提条件へ遡れ、その対策方針の正当性をセキュリティ対策方針根拠が示していることを確認している。
ASE_OBJ.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、セキュリティ対策方針の記述が完全で、理路整然としていて、かつ一貫していることを確認している。
ASE_PPC.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、PP主張が行われていないため非適用であることを確認している。
ASE_PPC.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、PP主張が行われていないため非適用であることを確認している。
ASE_REQ.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOE及びIT環境の要件の記述、操作がCCに準拠していること、要件の依存性、機能強度が適切であること、各要件がそれぞれの対策方針に遡れ、それらを満たす根拠が示されていること、要件のセットが内部的に一貫し、相互サポート可能な構造となっていることを根拠が示していることを確認している。
ASE_REQ.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、ITセキュリティ要件の記述が完全で、理路整然としていて、かつ一貫していることを確認している。
ASE_SRE.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、CCを参照せずに明示された要件はないため非適用であることを確認している。

ASE_SRE.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、CCを参照せずに明示された要件はないため非適用であることを確認している。
ASE_TSS.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOE要約仕様の記述が適切なセキュリティ機能及び保証手段を示していること、それらが機能要件や保証要件を満たす根拠が示されていること、ITセキュリティ機能に対する機能強度主張が機能要件に対する機能強度と一貫していることを確認している。
ASE_TSS.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOE要約仕様の記述が完全で、理路整然としていて、かつ一貫していることを確認している。
構成管理	適切な評価が実施された
ACM_CAP.3.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOEとその構成要素が一意に識別され、TOEになされる変更の管理・追跡が可能な手続きが妥当であり正しく運用されていることを確認している。
ACM_SCP.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、構成要素リストがCCによって要求される一連の要素を含んでいることを確認している。
配付と運用	適切な評価が実施された
ADO_DEL.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOE配付についてセキュリティ維持のために必要な手続きが規定され、実施されていることを確認している。
ADO_DEL.1.2D	評価はワークユニットに沿って行われ、実際に配付手続きが使用されていることを、実地検査により確認している。
ADO_IGS.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOEがセキュアにセットアップされるための手順が提供されていることを確認している。
ADO_IGS.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、ADO_IGS.1.1Eにて提供されたセットアップの手順がセキュアであることを確認している。
開発	適切な評価が実施された

ADV_FSP.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、明確かつ矛盾なく機能仕様が記述され、そこにすべての外部セキュリティ機能インターフェースとそのふるまいが適切に記述されていること、機能仕様にTSFが完全に表現されていること、機能仕様がTSFを完全に表現している論拠を含んでいることを確認している。
ADV_FSP.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、機能仕様がTOEセキュリティ機能要件の完全かつ正確な具体化であることを確認している。
ADV_HLD.2.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、上位レベル設計が明確で矛盾のこと、サブシステムを規定しそのセキュリティ機能を記述していること、TSF実現に必要なIT環境としてのハードウェア、ソフトウェアを説明していること、TSFサブシステムの外部とその他のインターフェースが識別され、それらの詳細を記述していることを確認している。
ADV_HLD.2.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、上位レベル設計がTOEセキュリティ機能要件の正確かつ完全な具体化であることを確認している。
ADV_RCR.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、機能仕様がTOEセキュリティ機能の正しく完全な表現であり、上位レベル設計が機能仕様の正しく完全な表現であることを、それらの対応分析により確認している。
ガイダンス文書	適切な評価が実施された
AGD_ADM.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、管理者ガイダンスがTOEのセキュアな運用に必要な管理機能、権限、利用条件とセキュアな状態維持のための適切なセキュリティパラメタ、管理が必要となる事象と対処法を記述してあること、他の証拠資料と一緒にしておりIT環境に対するセキュリティ要件を記述してあることを確認している。
AGD_USR.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、利用者ガイダンスがTOEの管理者でない利用者が利用可能なセキュリティ機能やユーザインターフェース、セキュリティ機能の使用法、対応すべき機能や特権に関する警告、TOEのセキュアな操作に必要なすべての利用者責任が記述してあり、他の証拠資料と一緒にしておりIT環境に対するセキュリティ要件を記述してあることを確認している。

ライフサイクルサポート	適切な評価が実施された
ALC_DVS.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、開発セキュリティ証拠資料がTOE開発環境のセキュア維持のための手段を記述しており、それが十分であること、その手段を実施した記録が生成されることを確認している。
ALC_DVS.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、ALC_DVS.1.1Eで確認したセキュリティ手段が実施されていることを確認している。また、本評価時に行われたサイト訪問での調査方法も適切と判断される。
テスト	適切な評価が実施された
ATE_COV.2.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、テスト証拠資料に識別されているテストが機能仕様に正確かつ完全に対応していること、テスト計画に示されたテスト手法がセキュリティ機能の検証に適切であること、テスト手順に示されるテスト条件、手順、期待される結果が各セキュリティ機能を適切にテストするものであることを確認している。
ATE_DPT.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、テスト証拠資料に識別されているテストが上位レベル設計に正確かつ完全に対応していること、テスト計画に示されたテスト手法がセキュリティ機能の検証に適切であること、テスト手順に示されるテスト条件、手順、期待される結果が各セキュリティ機能を適切にテストするものであることを確認している。
ATE_FUN.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、テスト証拠資料がテスト計画、手順、期待される結果及び実際の結果を含み、テスト計画が目的を記述しセキュリティ機能を識別し、ST及びテスト手順記述と一貫していること、テスト手順記述がテストするセキュリティ機能のふるまいを識別しており再現可能な記述であること、テスト証拠資料が期待されるテスト結果を含んでおりそれらが実施結果と一致していることを確認し、開発者のテスト成果を報告している。
ATE_IND.2.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、テスト構成がSTの記述と一貫し、TOEが正しく設定され、開発者テストと同等の資源が提供されていることを確認している。

ATE_IND.2.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、テストサブセットとその証拠資料を作成し実施している。実施したテスト内容を記述し、結果が期待されるべき結果と一貫していることを確認している。また、本評価時に行われたテスト実施方法も適切と判断される。
ATE_IND.2.3E	評価はワークユニットに沿って行われ、サンプリングテストを実施し、結果が期待されるべき結果と一貫していることを確認している。また、本評価のサンプリング方針及びテスト実施方法も適切と判断される。
脆弱性評定	適切な評価が実施された
AVA_MSU.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、提供されたガイダンスがTOEのセキュアな運用に必要な情報を矛盾なく完全に記述していること、使用環境の前提事項、TOE以外のセキュリティ事項の要件がすべて明記されていること、ガイダンスの完全性を保証する手段を開発者が講じていることを確認している。
AVA_MSU.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、提供されたガイダンスの管理者と利用者手続き、あるいはその他の手続き情報のみで、TOEを構成でき、TOEのセキュアな運用に関わる設定が行えることを確認している。
AVA_MSU.1.3E	評価はワークユニットに沿って行われ、提供されたガイダンスが、TOEが非セキュアな状態に陥ったことを検出する手段及び対処方法を記述していることを確認している。
AVA_SOF.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、STでSOF主張がなされているセキュリティメカニズムに対して、正当なSOF分析が行われ、SOF主張が満たされていることを確認している。
AVA_SOF.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、すべての確率的または順列的メカニズムがSOF主張を持ち、そのSOF主張が正しことを確認している。
AVA_VLA.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、脆弱性分析が脆弱性に関する情報を考慮していること、識別された脆弱性について悪用されない根拠とともに記述していること、脆弱性分析がSTやガイダンスの記述と一貫していることを確認している。

AVA_VLA.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、侵入テストとそれを再現可能な詳細を持つ侵入テスト証拠資料を作成しテストを実施している。実施したテスト結果とテスト概要について報告がなされている。
--------------	--

4.2 注意事項

特になし。

5 用語

本報告書で使用された略語を以下に示す。

CC	Common Criteria for Information Technology Security Evaluation
CEM	Common Methodology for Information Technology Security Evaluation
EAL	Evaluation Assurance Level
PP	Protection Profile
SOF	Strength of Function
ST	Security Target
TOE	Target of Evaluation
TSF	TOE Security Functions

本報告書で使用された用語を以下に示す。

MFP(Multi Function コピー、プリンタ、ファックス等の機能を1台に集約した多 Peripherals): デジタル機能周辺機器。
ル複写機

e-STUDIO	TOE が実装されている MFP。e-STUDIO202L/232/282 (e-STUDIO202L、e-STUDIO232、e-STUDIO282) を指す。
HDD	Hard Disk Drive
ユーザ文書データ	e-STUDIO 一般機能を利用して、e-STUDIO 利用者の文書をデジタル化したデータ。ただし、FAX 受信データは送信者のデータであり e-STUDIO 利用者のデータではないため、ユーザ文書データから除く。
ファイリングボック ス、共有フォルダ	e-STUDIO 利用者が、ユーザ文書データを一時的に保存・参照できる領域。データの削除は利用者が行う。保存有効期限が過ぎると削除されるが、このデータは、保護資産の対象としない。

GP-1060	e-STUDIO202L/232/282 に装着して、システムソフトウェア内のセキュリティ機能であるデータ消去機能を有効にするための製品。
利用者	e-STUDIO 一般機能を利用するユーザ。
管理者	e-STUDIOの一般機能の各種設定（コピー設定、ネットワーク設定、アクセス設定など）を行なう。また、HDD の上書き消去強制実行をサービスエンジニアに依頼して消去を行わせる。
サービスエンジニア	e-STUDIOの運用において、設置（GP-1060 の設置作業を含む）やインストール等の保守業務を行う。

6

参照

- [1] e-STUDIO202L/232/282用システムソフトウェアSecurity Target Ver1.3 (2006年3月7日) 東芝テック株式会社
- [2] ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程 平成17年7月 独立行政法人 情報処理推進機構 EC-01
- [3] ITセキュリティ認証手続規程 平成17年7月 独立行政法人 情報処理推進機構 EC-03
- [4] 評価機関承認手続規程 平成17年7月 独立行政法人 情報処理推進機構 EC-05
- [5] Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Part1: Introduction and general model Version 2.1 August 1999 CCIMB-99-031
- [6] Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Part2: Security functional requirements Version 2.1 August 1999 CCIMB-99-032
- [7] Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Part3: Security assurance requirements Version 2.1 August 1999 CCIMB-99-033
- [8] 情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア パート1: 概説と一般モデル バージョン2.1 1999年8月 CCIMB-99-031
- [9] 情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア パート2: セキュリティ機能要件 バージョン2.1 1999年8月 CCIMB-99-032
- [10] 情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア パート3: セキュリティ保証要件 バージョン2.1 1999年8月 CCIMB-99-033
- [11] ISO/IEC 15408-1 Information technology - Security techniques - Evaluation criteria for IT security - Part 1: Introduction and general model ISO/IEC15408-1: 1999(E)
- [12] ISO/IEC 15408-2 Information technology - Security techniques - Evaluation criteria for IT security - Part 2: Security functional requirements ISO/IEC15408-2: 1999(E)
- [13] ISO/IEC 15408-3 Information technology - Security techniques - Evaluation criteria for IT security - Part 3: Security assurance requirements ISO/IEC15408-3: 1999(E)
- [14] JIS X 5070-1: 2000 セキュリティ技術 - 情報技術セキュリティの評価基準 - 第1部: 総則及び一般モデル
- [15] JIS X 5070-2: 2000 セキュリティ技術 - 情報技術セキュリティの評価基準 - 第2部: セキュリティ機能要件
- [16] JIS X 5070-3: 2000 セキュリティ技術 - 情報技術セキュリティの評価基準 - 第3部: セキュリティ保証要件
- [17] Common Methodology for Information Technology Security Evaluation CEM-99/045 Part2: Evaluation Methodology Version 1.0 August 1999
- [18] 情報技術セキュリティ評価のための共通方法論 CEM-99/045 パート2: 評価方法論

バージョン1.0 1999年8月

- [19] JIS TR X 0049: 2001 情報技術セキュリティ評価のための共通方法
- [20] CCIMB Interpretations-0407
- [21] 補足-0210 第2版、補足-0407
- [22] 日本語名: e-STUDIO202L/232/282用システムソフトウェア V1.0、英語名: System Software for e-STUDIO202L/232/282 V1.0 評価報告書 第2.0版 2006年3月9日 株式会社電子商取引安全技術研究所 評価センター